

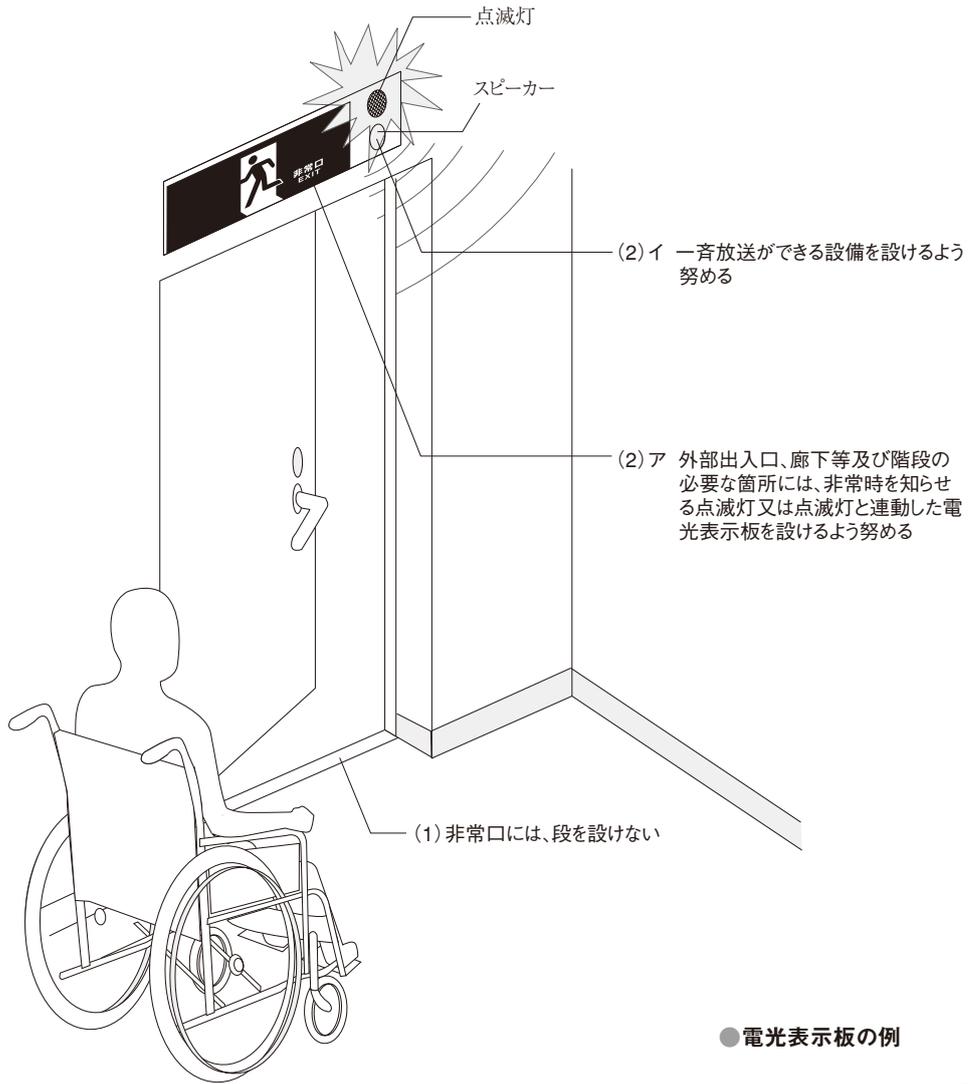
# 18

## 非常口及び誘導設備

### 整備の基本的な考え方

- 非常時における誘導用設備は、高齢者や障害者等の利用特性を考慮し、円滑な避難誘導が行われ安全に建物外部に出られるように配慮する。
- 特に、高齢者や車いす使用者の場合は移動しやすい避難通路の確保、視覚障害者や聴覚障害者については視覚および音声を利用した誘導案内を設ける。

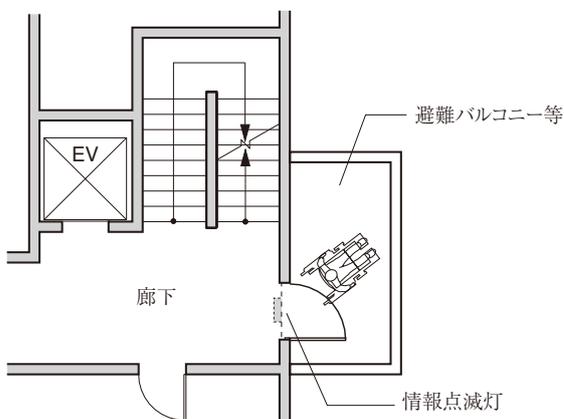
整備基準		解説	望ましい水準
(1) 非常口には、段を設けないこと。		●雨仕舞等による段差は、2cmまでは段と見なさない。	
(2) 非常時に利用者を適切に誘導することができるように、次に定める構造の設備を設けるよう努めること。			○避難バルコニーは、車いすが転回できるスペースを確保することが望ましい。
ア 電光表示の設置	外部出入口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板を設けること。		
イ 一斉放送設備の設置	一斉放送ができる設備を設けること。		



●電光表示板の例



●避難バルコニーの設置例



●非常・情報点滅灯の例

